

(証券コード 3950)

平成25年3月11日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋2丁目9番9号

ザ・パッコ株式会社

取締役社長 中 尾 吉 計

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東大阪市東鴻池町1丁目5番39号 当社大阪工場本館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.thepack.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年 1月 1日)
(至 平成24年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災後の厳しい経済環境からは回復基調にあり、復興需要を背景に緩やかな景気持ち直しの動きは見られましたが、長引く円高傾向に加え、原子力発電所停止に伴う燃料輸入増加による貿易赤字の拡大、最大貿易相手国の中国との尖閣諸島問題悪化など、先行き不透明な状況で推移いたしました。年度末の12月には政権交代による景気上昇への期待感が生まれましたが、個人消費につきましては、依然、消費者の節約志向が続いています。

このような状況の中、会社創立60周年を迎えた当社は、「元気いっぱい 明るく前進 60周年」をスローガンにグループ全社の結束を一層強化し、平成23年7月に稼働した東京工場の設備と能力を活用して首都圏市場のさらなる開発を図るなど、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比2.4%増加の845億54百万円、営業利益は前期比4.4%減少の50億36百万円、経常利益は前期比3.1%減少の52億61百万円、当期純利益は前期比12.3%増加の30億9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	48,384 ^{百万円}	102.7 %	57.2 %
化成品事業	17,916	102.8	21.2
その他事業	18,253	101.3	21.6
合計	84,554	102.4	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の57.2%を占めるこの部門では、紙袋（対連結売上高構成比30.1%）は、低価格品の売上が年間を通じて堅調に推移し、連結売上高は254億62百万円（前期比2.9%増加）となりました。

紙器（同上構成比14.1%）は、食品業界その他の新規開拓や深耕に努めた結果、連結売上高は119億8百万円（前期比4.6%増加）となりました。

段ボール（同上構成比10.8%）は、後半には主力とする家電業界不振の影響を受けましたが、これを新規市場開拓により補い、連結売上高は91億67百万円（前期比0.4%増加）となりました。

印刷（同上構成比2.2%）の連結売上高は、概ね堅調に推移し、18億46百万円（前期比0.1%増加）となりました。

以上により、この部門の連結売上高は483億84百万円（前期比2.7%増加）となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の21.2%を占めるこの部門では、生産市場向け製品は順調に推移し、連結売上高は179億16百万円（前期比2.8%増加）となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の21.6%を占めるこの部門では、低調に推移した繊維品をP A Sシステム（在庫管理から納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム）に係る用度品等が補い、連結売上高は182億53百万円（前期比1.3%増加）となりました。

② 設備投資の状況および資金調達状況

当連結会計年度における設備投資額は、11億4百万円であります。その主なものは、茨城工場の製造設備の増強であります。

なお、これらの資金調達につきましては、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 58 期 平成21年度	第 59 期 平成22年度	第 60 期 平成23年度	第 61 期 平成24年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	81,555	82,198	82,562	84,554
経 常 利 益 (百万円)	5,644	5,910	5,430	5,261
当 期 純 利 益 (百万円)	3,057	3,078	2,680	3,009
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	163.43	154.74	134.76	151.30
総 資 産 (百万円)	55,261	64,866	63,154	65,532
純 資 産 (百万円)	29,766	32,095	34,001	36,569
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,495.26	1,612.48	1,708.29	1,837.34

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) ザ ・ ニ コ ル ス	30百万円	100.00%	繊維品の製造・販売
(株) 京 浜 特 殊 印 刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷
日 幸 印 刷 (株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷
(株) パ ッ ク タ ケ ヤ マ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・パックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(注) ザ・パックアメリカコーポレーション(前期の資本金800万米ドル)は、平成24年10月20日付にて減資を行い、資本金は100万米ドルとなりました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、政権交代に伴う景気回復への期待感はあるものの、個人消費および当社主力販売先である流通市場、生産市場の企業業績の動向は未だ不透明であります。また、当社の属する業界におきましては、低価格競争が継続する反面、急激に進む円安傾向の影響から原材料および輸入品の価格上昇が予想されるなど、当面は厳しい経営環境が続くものと思われまます。

当社は、このような状況の中、当社グループの設備と能力を最大限に活用して、国内外における一層の市場開拓、事業の拡大を行い、製品・サービスの開発と企画提案および品質向上に注力して適正価格による販売に努め、事業内容の見直しや業務改革による合理化を一層推進して、さらなる業績の向上に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボール、段ボール箱などの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 特百嘉包装制品(常熟)有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン製作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)ザ・ニコルス (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 (大阪市東成区)

本部・支社 東京本部(東京都渋谷区)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、
関東支社(千葉県松戸市)、横浜支社、名古屋支社、京都支社、神戸支社、
岡山支社、広島支社、四国支社(高松市)、福岡支社

大阪工場 (大阪府東大阪市)

奈良工場 (奈良県大和郡山市)

東京工場 (埼玉県日高市)

茨城工場 (茨城県日立市)

② 子会社

国内 (株)ザ・ニコルス (大阪市) (株)京浜特殊印刷 (大阪市)

日幸印刷(株) (大阪市) (株)パッタケヤマ (大阪市)

海外 ザ・パッカアメリカコーポレーション (米国)

特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 (中国)

特百嘉包装制品(常熟)有限公司 (中国)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,048 名	54名減

(注) 上記のほか、当社執行役員6名および臨時使用人537名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
817 名	25名減	39.6 歳	16 年

(注) 上記のほか、執行役員6名、子会社等への出向者22名および臨時使用人480名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	597 百万円
株式会社三井住友銀行	562
三菱UFJ信託銀行株式会社	562
株式会社みずほ銀行	285
三井住友信託銀行株式会社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株 (自己株式6,562株を含む) |
| ③ 株主数 | 6,910名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
財 団 法 人 森 田 記 念 福 祉 財 団	2,081 千株	10.5 %
ビービーエイチフォー フェデリティ ロープライズドストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポート フォリオ)	1,990	10.0
ザ ・ パ ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,247	6.3
森 田 商 事 株 式 会 社	1,013	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	865	4.4
ザ ・ パ ッ ク 社 員 持 株 会	629	3.2
北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社	622	3.1
大 王 製 紙 株 式 会 社	545	2.7
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	494	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	467	2.3

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（6,562株）を控除して計算しております。
 3. 財団法人森田記念福祉財団は、平成24年7月2日付で公益財団法人森田記念福祉財団に名称変更しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 尾 吉 計	
専務取締役	松 本 康 夫	営業本部長、品質管理本部長
常務取締役	奥 田 良 三	購買本部長
		株式会社京浜特殊印刷代表取締役
同	稲 田 光 男	東京事業本部長
		ザ・パッカアメリカコーポレーション取締役会長
同	木 森 啓 至	大阪事業本部長
同	織 田 強	管理本部長
取 締 役	寺 岡 由 則	製造本部長、東京製造事業部長
同	瀧 之 上 輝 生	製造本部副本部長
		大阪製造事業部長
		日幸印刷株式会社代表取締役
同	西 村 豊	生産事業本部長
取 締 役 相 談 役	森 田 和 子	公益財団法人森田記念福祉財団理事長
		森田商事株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 本 清 一	
同	永 嶋 正 朗	
監 査 役	前 田 豊	公認会計士、税理士
		前田公認会計士事務所所長
		株式会社センチュリーワン代表取締役社長
		有限会社センチュリー・ジャパン代表取締役社長
同	河 内 保	弁護士
		文殊総合法律事務所所長
		株式会社堂島ビルディング社外監査役
		橋本汽船株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役前田 豊、河内 保の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役前田 豊氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役前田 豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成24年3月29日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、小林泰正氏は取締役を退任いたしました。
5. 平成24年3月29日開催の第60期定時株主総会において、西村 豊氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成24年3月29日付で、取締役の地位を次のとおり変更しました。()内は前職
- 常務取締役 (取締役) 織 田 強

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	11 名	272 百万円	
監 査 役	4	47	うち社外監査役2名 14百万円
合 計	15	319	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額21百万円および平成24年3月29日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

該当事項はありません。

ロ. 監査役

・重要な兼職先と当社との関係

監査役前田 豊氏は、株式会社センチュリーワンおよび有限会社センチュリー・ジャパンの代表取締役社長であります。当該各会社と当社との間には取引関係はございません。

監査役河内 保氏は、株式会社堂島ビルデングおよび橋本汽船株式会社の社外監査役であります。当該各会社と当社との間には取引関係はございません。

・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
前 田 豊	当事業年度の取締役会8回のうち5回および監査役会15回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
河 内 保	当事業年度の取締役会8回のうち5回および監査役会15回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 32百万円

ロ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が解任し、監査役会が選任した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、その他の理由による会計監査人の選任・不再任・解任につきましては、監査役会の同意または請求により、株主総会に議案を上程いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は監査役会規定および監査役監査基準に基づき監査役監査を行い、監査室は内部監査規定に基づき内部監査を行う。
- ② 管理本部長は、全社のコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
- ③ 役員・従業員等に対する、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
- ④ 従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規定、稟議手続規定その他の社内規定等に基づき行う。
- ② 取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する社内規定、マニュアル、手続書等に基づき行う。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害、大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に、社長指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規定に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付役員による経営会議、事業部長以上による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
 - ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ社内規定に基づくものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ各社の管理・監査は、関係会社管理規定に基づき行う。
 - ② グループ各社に対して、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規定その他の内部統制体制の整備を求める。管理本部長は、これらの要請事項につきグループ各社から援助・指導等を求められた場合は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応させる。
 - ③ 当社が整備する社内通報制度にグループ各社を含めるものとし、グループ内でのコンプライアンス違反を発見し、防止し、是正に努める。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。

7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査室は、監査役の指揮命令下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
 - ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、監査役が必要と判断する会議へ出席できる。
 - ② 重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部監査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。

- ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

10. 社内規定等の整備

- ① 前九項に係る社内規定、制度、システム、マニュアル、手法等は、各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切に、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ專業メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱い品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パックス株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックスアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装製品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始した他、国内においても平成21年に株式会社パックスタケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設ける等、ザ・パックスグループとして事業を拡大してまいりました。

また、平成21年8月には、将来を見据えた事業規模の拡大を図るため、首都圏に新たな生産拠点を取得し生産能力を増強することを目的として、埼玉県日高市に新工場（東京工場）建設を決定し、平成23年7月より稼働を開始しております。

その間、平成3年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

これらの業績向上や財務体質強化に努める一方、当社は従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5年にはザ・パックスフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

- ・環境対応No. 1の会社になろう
- ・品質No. 1の会社になろう
- ・コストNo. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パックス21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社は「愛し愛され」に基づく「人を大切に、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことを、当社および当社グループの企業価値および株主共同の利益を高める取組みとして実行してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月9日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、平成20年3月28日開催の第56期定時株主総会において本プランの3年間継続が承認可決され、その有効期間満了となる平成23年3月30日開催の第59期定時株主総会において、本プランの一部を変更し、同株主総会の日から3年間（平成25年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるものです。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,192	流 動 負 債	25,766
現金及び預金	8,140	支払手形及び買掛金	20,201
受取手形及び売掛金	21,401	短期借入金	1,545
有価証券	3,198	未払法人税等	1,576
商品及び製品	4,702	賞与引当金	168
仕掛品	573	役員賞与引当金	27
原材料及び貯蔵品	652	その他	2,248
繰延税金資産	230	固 定 負 債	3,196
その他	1,325	長期借入金	562
貸倒引当金	△ 33	退職給付引当金	2,531
固 定 資 産	25,340	その他	102
有形固定資産	21,209	負 債 合 計	28,963
建物及び構築物	8,043	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	5,509	科 目	金 額
工具、器具及び備品	283	株 主 資 本	36,409
土地	7,219	資 本 金	2,553
建設仮勘定	152	資 本 剰 余 金	3,165
無形固定資産	233	利 益 剰 余 金	30,696
投資その他の資産	3,897	自 己 株 式	△ 6
投資有価証券	2,769	その他の包括利益累計額	141
繰延税金資産	875	その他有価証券評価差額金	531
その他	312	為替換算調整勘定	△ 390
貸倒引当金	△ 59	少 数 株 主 持 分	18
資 産 合 計	65,532	純 資 産 合 計	36,569
		負 債 純 資 産 合 計	65,532

連結損益計算書

(自 平成24年 1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		84,554
売上原価		65,642
売上総利益		18,911
販売費及び一般管理費		13,875
営業利益		5,036
営業外収益		
受取利息	79	
受取配当金	64	
受取賃貸料	25	
為替差益	17	
その他	77	265
営業外費用		
支払利息	20	
売上債権売却損	5	
支払補償費	1	
その他	12	39
経常利益		5,261
特別利益		
固定資産売却益	305	305
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	63	
投資有価証券評価損	14	
工場閉鎖損	15	
減損損	116	209
税金等調整前当期純利益		5,357
法人税、住民税及び事業税	2,520	
法人税等調整額	△171	2,348
少数株主損益調整前当期純利益		3,008
少数株主損失(△)		△ 0
当期純利益		3,009

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 1月 1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年1月1日残高	2,553	3,165	28,581	△ 6	34,294
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 895		△ 895
当期純利益			3,009		3,009
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,114	△ 0	2,114
平成24年12月31日残高	2,553	3,165	30,696	△ 6	36,409

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成24年1月1日残高	169	0	△ 480	△ 311	17	34,001
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 895
当期純利益						3,009
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	362	△ 0	90	452	1	453
連結会計年度中の変動額合計	362	△ 0	90	452	1	2,568
平成24年12月31日残高	531	—	△ 390	141	18	36,569

独立監査人の監査報告書

平成25年2月18日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第61期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月22日

ザ・パックス株式会社 監査役会

常勤監査役 山本清一 ㊞

常勤監査役 永嶋正朗 ㊞

監査役 前田豊 ㊞

監査役 河内保 ㊞

(注) 監査役前田 豊及び監査役河内 保は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,179	流動負債	24,397
現金及び預金	7,231	支払手形	7,526
受取手形	3,036	買掛金	11,581
売掛金	16,508	短期借入金	300
有価証券	3,198	1年内返済予定の長期借入金	1,245
商品及び製品	4,378	未払金	959
仕掛品	513	未払消費税等	1
原材料及び貯蔵品	459	未払法人税等	1,491
立替金	989	未払引当金	463
繰延税金資産	201	賞与引当金	151
短期貸付金	285	役員賞与引当金	24
その他貸付金	410	設備関係の支払手形	196
倒引当金	△ 32	固定負債	3,101
固定資産	26,739	長期借入金	562
有形固定資産	20,609	長期リース債務	2
建物	7,707	退職給付引当金	2,450
構築物	181	受入保証	1
機械及び装置	5,138		83
車両運搬具	15	負債合計	27,499
工具、器具及び備品	268	純資産の部	
土地	7,144	科 目	金 額
建設仮勘定	152	株主資本	35,888
無形固定資産	223	資本剰余金	2,553
借地権	30	資本剰余金	3,158
ソフトウェア	186	資本準備金	2,643
その他	6	その他資本剰余金	514
投資その他の資産	5,907	利益剰余金	30,183
投資有価証券	2,766	利益準備金	449
関係会社株式	1,269	その他利益剰余金	29,733
出資金	100	買換資産圧縮積立金	155
関係会社出資金	434	別途積立金	26,401
長期貸付金	8	繰越利益剰余金	3,177
従業員に対する長期貸付金	60	自己株式	△ 6
関係会社長期貸付金	350	評価・換算差額等	531
破産更生債権等	8	その他有価証券評価差額金	531
繰延税金資産	851	純資産合計	36,420
その他の	115	負債純資産合計	63,919
倒引当金	△ 58		
資産合計	63,919		

損益計算書

(自 平成24年 1月1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		77,873
売上原価		60,377
売上総利益		17,495
販売費及び一般管理費		12,755
営業利益		4,740
営業外収入		
受取利息	73	
有価証券利息	12	
受取配当金	93	
受取貸付料	115	
受取手数料	55	
為替差益	17	
その他	41	409
営業外費用		
支払利息	21	
支払補償	1	
その他	3	26
経常利益		5,123
特別利益		
固定資産売却益	303	303
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	63	
投資有価証券評価損	14	
減損	116	193
税引前当期純利益		5,233
法人税、住民税及び事業税	2,387	
法人税等調整額	△155	2,231
当期純利益		3,001

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 1月 1日
至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成24年1月1日残高	2,553	2,643	514	3,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成24年12月31日残高	2,553	2,643	514	3,158

	株 主 資 本						株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
買換資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成24年1月1日残高	449	279	24,701	2,647	28,077	△ 6	33,782
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 895	△ 895		△ 895
当期純利益				3,001	3,001		3,001
自己株式の取得						△ 0	△ 0
買換資産圧縮積立金の取崩		△ 124		124	—		—
別途積立金の積立			1,700	△ 1,700	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△ 124	1,700	530	2,106	△ 0	2,106
平成24年12月31日残高	449	155	26,401	3,177	30,183	△ 6	35,888

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成24年1月1日残高	169	0	169	33,952
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 895
当期純利益				3,001
自己株式の取得				△ 0
買換資産圧縮 積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	361	△ 0	361	361
事業年度中の変動額合計	361	△ 0	361	2,467
平成24年12月31日残高	531	—	531	36,420

独立監査人の監査報告書

平成25年2月18日

ザ・パックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パックス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月22日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役 山 本 清 一 ㊟

常勤監査役 永 嶋 正 朗 ㊟

監 査 役 前 田 豊 ㊟

監 査 役 河 内 保 ㊟

(注) 監査役前田 豊及び監査役河内 保は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第61期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円（普通配当20円、記念配当5円）総額497,335,950円

なお、平成24年9月に中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、通期では1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、<u>前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役10名が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なかお よしかず 中尾吉計 (昭和27年9月15日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 東日本営業統括局長 平成10年3月 取締役 平成14年3月 常務取締役 平成19年1月 専務取締役 平成20年7月 取締役副社長 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	15,600株
2	まつもと やすお 松本康夫 (昭和27年7月16日)	昭和50年4月 当社入社 平成12年1月 大阪第一事業部長 平成13年3月 取締役 平成16年3月 常務取締役 平成17年1月 大阪事業本部長 平成22年1月 営業本部長(現任) 平成23年1月 専務取締役(現任) 平成24年2月 品質管理本部長(現任)	14,700株
3	おくだ りょうぞう 奥田良三 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年1月 東京第一事業部長 平成14年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成21年3月 東京事業本部長 平成22年1月 調達本部長 平成24年1月 購買本部長 平成25年1月 大阪事業本部長(現任)	9,800株
4	いなだ みつお 稲田光男 (昭和31年12月11日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年1月 東京第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 東京事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ザ・パックスアメリカコーポレーション取締役会長	9,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	き も り け い じ 木 森 啓 至 (昭和26年8月5日)	昭和49年4月 当社入社 平成13年1月 大阪第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成22年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 大阪事業本部長 平成25年1月 管理本部長(現任)	10,800株
6	て ら お か よ し の り 寺 岡 由 則 (昭和29年10月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 東京製造事業部長 平成14年3月 取締役(現任) 平成24年1月 製造本部長 平成24年7月 東京製造事業部長(現任) 平成25年1月 製造購買本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役	10,000株
7	たきのうえ て る お 瀧之上 輝 生 (昭和36年4月30日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年1月 大阪製造事業部化成品製造部長兼開発 本部生産技術部長 平成18年1月 奈良製造事業部製造部長 平成20年1月 大阪製造事業部長(現任) 平成23年3月 取締役(現任) 平成24年1月 製造本部副本部長 平成25年1月 製造購買本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) 日幸印刷株式会社代表取締役	2,400株
8	にしむら ゆたか 西 村 豊 (昭和25年2月25日)	昭和43年4月 当社入社 平成4年10月 奈良事業部営業部長 平成14年5月 化成品事業部長 平成18年1月 執行役員 平成24年3月 取締役(現任) 平成24年3月 生産事業本部長(現任)	12,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	もりた かずこ 森田 和子 (昭和3年9月9日)	昭和27年5月 当社入社 昭和40年1月 管理本部副本部長 昭和61年3月 取締役 平成7年3月 代表取締役会長 平成10年3月 取締役相談役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長	70,048株
10	※ やました ひであき 山下 英昭 (昭和32年6月7日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年1月 東京第一事業部一部部長 平成18年1月 東京第二事業部副事業部長 平成20年1月 東京第二事業部長(現任) 平成23年1月 執行役員(現任)	3,800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
もんとふみお 門戸 文雄 (昭和27年10月1日)	昭和50年4月 当社入社 平成16年1月 法務部長 平成20年1月 執行役員(現任) 平成20年1月 総務法務部長 平成22年7月 I R・広報企画室長、法務部担当 平成24年1月 営業管理室長(現任)	12,300株

- (注) 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

